

税額

申告書提出と同時に本市の税率で算出した法人税割額と均等割額との合計額を記入し納付してください。

納付できる金融機関

次の金融機関の本店及び各支店

- 普通銀行
広島、中国、もみじ、山口、愛媛、伊予
- 金庫・組合
しまなみ信用金庫、広島県信用組合、
中国労働金庫、備後信用組合
- 農業協同組合
尾道市農協、ひろしま農協
- 漁業協同組合
広島県信用漁業協同組合連合会
- ゆうちょ銀行または郵便局
広島、岡山、山口、鳥取、島根県内
(中国5県に限ります。)

延滞金

納期限の翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)(に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

当分の間、上記延滞金年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいいます。)(に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。

また、当分の間、尾道市税条例第42条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とします。ただし、延滞金の額の計算において、規定の加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。))が年0.1パーセント未満の場合には、年0.1パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収します。

税額

申告書提出と同時に本市の税率で算出した法人税割額と均等割額との合計額を記入し納付してください。

納付できる金融機関

次の金融機関の本店及び各支店

- 普通銀行
広島、中国、もみじ、山口、愛媛、伊予
- 金庫・組合
しまなみ信用金庫、広島県信用組合、
中国労働金庫、備後信用組合
- 農業協同組合
尾道市農協、ひろしま農協
- 漁業協同組合
広島県信用漁業協同組合連合会
- ゆうちょ銀行または郵便局
広島、岡山、山口、鳥取、島根県内
(中国5県に限ります。)

延滞金

納期限の翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)(に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

当分の間、上記延滞金年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいいます。)(に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。

また、当分の間、尾道市税条例第42条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とします。ただし、延滞金の額の計算において、規定の加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。))が年0.1パーセント未満の場合には、年0.1パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収します。

税額

申告書提出と同時に本市の税率で算出した法人税割額と均等割額との合計額を記入し納付してください。

納付できる金融機関

次の金融機関の本店及び各支店

- 普通銀行
広島、中国、もみじ、山口、愛媛、伊予
- 金庫・組合
しまなみ信用金庫、広島県信用組合、
中国労働金庫、備後信用組合
- 農業協同組合
尾道市農協、ひろしま農協
- 漁業協同組合
広島県信用漁業協同組合連合会
- ゆうちょ銀行または郵便局
広島、岡山、山口、鳥取、島根県内
(中国5県に限ります。)

延滞金

納期限の翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)(に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

当分の間、上記延滞金年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいいます。)(に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。

また、当分の間、尾道市税条例第42条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とします。ただし、延滞金の額の計算において、規定の加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。))が年0.1パーセント未満の場合には、年0.1パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収します。